

## 貸切バス運送業務に係る確約書の提出について

国土交通省の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」において、貸切バスの発注者は、入札又は見積合わせに参加する事業者が安全コストを含んだ届出運賃を基に積算した入札金額等であるかの確認を求める内容が示されております。

これにより、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 確約書の提出について

令和 6 年 4 月 1 日以降の入札又は見積合わせにより実施する「一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務委託」について、入札書又は見積書の提出時に確約書を提出して頂くこととします。

確約書の提出が無い場合は、原則として当該者の入札を無効とします。また、確約書の記載内容が次に該当する場合は、原則として当該確約書を提出した者の入札を無効とします。

(1) 確約書と入札書の代表者名が同一でない場合

(2) 確約書に記名・押印を欠く場合

(3) 入札件名の特定が困難な場合（軽微な誤字・脱字等による不備は除く）

入札又は見積合わせの後に、本確約書に虚偽が認められた場合は、入札又は見積合わせの無効、契約解除、指名停止措置等を行うことがあります。

#### 2 様式等 別紙のとおり

#### 3 提出方法

(1) 直接持参する場合

入札書又は見積書提出時に提出すること。入札書等を封入する内封筒には同封しないこと。

(2) 郵送する場合

外封筒に入札書等を封入した内封筒とともに封入すること。

※郵便等入札による入札書の提出方法は「喜多方市制限付き一般競争入札の手引き」の【郵便等による入札方法】をご覧ください。

#### 4 事後審査

入札終了後、落札候補者には、届出運賃の確認のため地方運輸局長に提出した「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書」の写しを事後審査資料として提出して頂きます。

#### 5 適用時期

令和 6 年 4 月 1 日以降に実施する入札又は見積合わせから適用します。